

## 食品衛生トピックス 《2015/05/20》

### ○新指定添加物「クエン酸三エチル」について

平成27年5月19日付けで、食品衛生法施行規則及び食品、添加物等の規格等が改正され、新たに食品添加物として「クエン酸三エチル」が指定されました。

#### 【改正内容】

- 1 「クエン酸三エチル」が規則別表第一（指定添加物）に追加されたこと。
- 2 「クエン酸三エチル」の成分規格が設定されたこと。
- 3 「クエン酸三エチル」の使用基準が設定され、クエン酸三エチルは、通常の食品形態でない食品（カプセル及び錠剤（チュアブル錠を除く。）に限る。）、液卵（殺菌したものに限る。）、乾燥卵（液卵を乾燥して製造したものに限る。）及び清涼飲料水以外の食品に使用してはならない。ただし、着香の目的で使用する場合は、この限りでない。

クエン酸三エチルの使用量は、通常の食品形態でない食品にあつてはその1kgにつき3.5g以下、液卵及び乾燥卵にあつてはその1kgにつき2.5g以下、清涼飲料水（希釈して飲用に供する清涼飲料水にあつては、希釈後の清涼飲料水）にあつてはその1kgにつき0.2g以下でなければならないと定められたこと。

#### 【施行・適用期日】

公布日から施行される。

#### 【運用上の注意】

- 1「通常の食品形態でない食品（カプセル及び錠剤（チュアブル錠を除く。）に限る。）」に菓子類は含まれないこと。
- 2「液卵（殺菌したものに限る。）」は、鶏卵を割って、卵殻を取り除いただけのもの、卵黄又は卵白を分離して取り出したもの、卵黄及び卵白を混合したもの並びにこ

れらに加塩又は加糖したものを告示に規定する食鳥卵の製造基準における殺菌液卵の鶏の液卵に規定する方法で加熱殺菌したものであること。

- 3「粉末清涼飲料」は希釈して清涼飲料水の状態で飲用に供するものであることから、使用基準中の「清涼飲料水」の使用基準を適用すること。
- 4 クエン酸三エチルの使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないものとする。